

## 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

### 1 権限移譲に係る法整備の状況

- 平成29年12月26日 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針閣議決定
- 平成30年 3月 9日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第8次地方分権一括法案）閣議決定  
※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲する案が示される。
- 平成30年 6月27日 第8次地方分権一括法公布
- 平成31年 4月 1日 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法の一部改正・施行

### 2 条例制定の背景

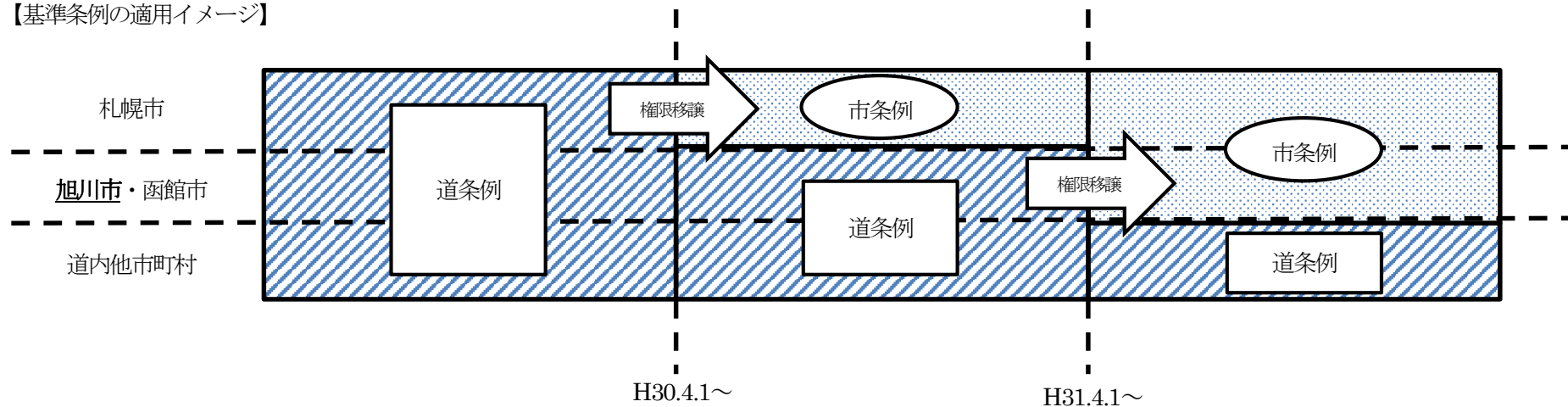
第8次地方分権一括法の施行によって認定こども園法等が改正され、平成31年4月1日より、中核市に次の事務・権限が移譲されることとなりました。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限
- ・認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限

以上の権限移譲事務を実施していくに当たり、今年度中に、必要な基準を定めた条例を制定しなければならないところです。

類 型	本市施設数 (H30.4 現在)	説 明	法的性格	設置主体	認可・認定権者
幼保連携型	14	幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、幼保連携型認定こども園の認定基準を満たすことで、認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校かつ児童福祉施設 学校（認定こども園法） 児童福祉施設（児童福祉法）	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県 政令指定都市 中核市
幼稚園型	1	認可を受けた幼稚園が、保育所機能（認可外部分）を備えて、幼稚園型認定こども園の認定基準を満たすことで、認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校（学校教育法） ＋ 保育所機能	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県 政令指定都市 ↓ 【H31.4】 都道府県 政令指定都市 <b>中核市</b>
保育所型	14	認可を受けた保育所が、幼稚園機能（認可外部分）を備えて、保育所型認定こども園の認定基準を満たすことで、認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉施設（児童福祉法） ＋ 幼稚園機能	設置主体の制限なし	
地方裁量型	なし	幼稚園機能と保育所機能（ともに認可外）を備えて、地方裁量型認定こども園の認定基準を満たすことで、認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉法に基づく施設 (幼稚園機能＋保育所機能)		

【基準条例の適用イメージ】

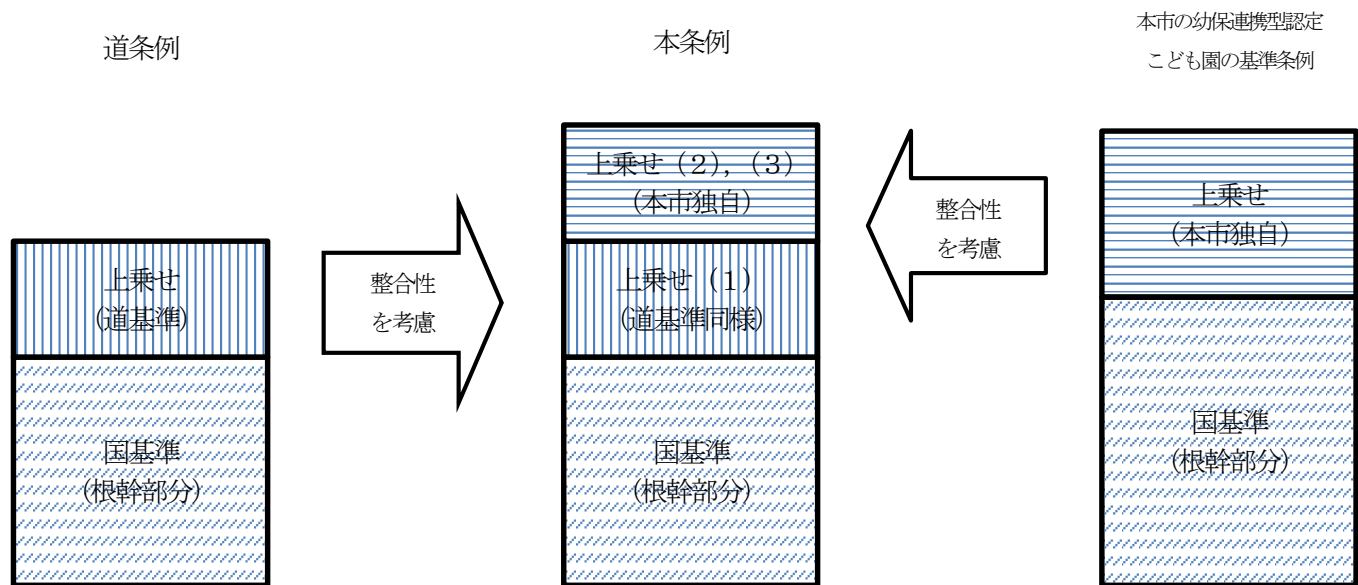


3 条例制定の基本的な考え方

北海道からの権限移譲という点を踏まえ、次の考え方で条例を制定することを検討しています。

- (1) 既に施行されており、現在本市の当該認定こども園に適用されている北海道の基準条例と同等の内容とすることを基本とする。
- (2) 本市が既に制定している幼保連携型認定こども園の基準条例との整合性（市独自の上乗せ等）を考慮する。

【本市が定める条例の概念図】



#### 4 国の基準の位置付け

地方自治体は、認定こども園法で定める基準に従い、かつ、主務大臣（国）が定める施設及び運営に関する基準をもとに、地方の実情に応じて個別の基準を条例で定めることとなりますが、国が示す基準には、その内容によって次のような条件が付されています。

区 分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なる事項を定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。（国の基準＝最低基準を上回ることが可能。いわゆる上乗せ基準。）	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。（国の基準＝最低基準を下回ることも上回ることも可能。）

なお、今回の条例制定に当たり、国が示す基準「認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」は、認定こども園法第3条第2項に基づき、全て「参酌すべき基準」となります。

#### 5 国の基準と本市条例で定める基準の関係（上乗せ基準事項）

3「条例制定の基本的な考え方」に基づき、国の基準に上乗せを検討している主な事項は、次のとおりです。

また、その他の事項（食事の提供方法や園舎の面積等）については、北海道同様、基本的に国の基準どおりとすることを検討しています。

なお、以下の資料中、根拠法令等の記載について、次のとおり略称を用いています。

- ・認定こども園法 ～ 法
- ・認定こども園法施行規則 ～ 法施行規則
- ・旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 ～ 保育所基準条例
- ・旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例 ～ 幼保基準条例
- ・旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 ～ 運営基準条例

(1) 北海道の基準と同様に上乗せを検討する事項

ア 満3歳以上児の配置職員の資格と経過措置

国基準	道基準	市基準 (案)	幼保連携型認定こども園の基準 (参考)
保育士資格又は 幼稚園教員免許状	保育士資格かつ 幼稚園教員免許状 (既存施設が移行する場合の経過措置あり)	同左	保育士資格かつ 幼稚園教員免許状 (5年の経過措置あり)  ※法第15条第1項

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。また、「認定の申請をする際に現に幼稚園又は保育所等で子どもの教育及び保育に従事する職員については、いずれかの資格で可とすること」についても、同様に引き続き適用することとする。

イ 満3歳以上児の保育に従事する者の資格に係る特例

国基準	道基準	市基準 (案)	幼保連携型認定こども園の基準 (参考)
上記アにかかわらず、保育従事者は保育士の有資格者。ただし、幼稚園型又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、適正等、一定の条件を満たせば、幼稚園の教員免許状を有する者でも従事可。	上記アにかかわらず、保育従事者は保育士の有資格者。ただし、幼稚園型又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、適正等、一定の条件を満たせば、幼稚園の教員免許状を有する者でも従事可。 <u>この場合、保育従事者の3分の1以上は、保育士でなければならない。</u>	同左	— (上記アに同じ)

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。

ウ 学級担任となる者の資格に係る特例

国基準	道基準	市基準 (案)	幼保連携型認定こども園の基準 (参考)
<p>前記アにかかわらず、学級担任は幼稚園の教員免許状を有する者。ただし、保育所型又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、適正等、一定の条件を満たせば、保育士の有資格者でも学級担任となれる。</p>	<p>前記アにかかわらず、学級担任は幼稚園の教員免許状を有する者。ただし、保育所型又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、適正等、一定の条件を満たせば、保育士の有資格者でも学級担任となれる。</p> <p><u>この場合、学級担任となる者の3分の1以上は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。</u></p>	<p>同左</p>	<p>各学級ごとに保育教諭等を1人以上置かなければならないが、特別の事情があるときは、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>※幼保基準条例第6条第2項</p>

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。

エ 園長の資格要件

国基準	道基準	市基準 (案)	幼保連携型認定こども園の基準 (参考)
<p>教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している。</p>	<p><u>幼稚園の園長資格を有する者又は2年以上児童福祉事業に従事した者等で、</u>教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している。</p>	<p>同左</p>	<p>教育職員免許法で定める教諭の専修免許状又は1種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けており、認可保育所等の長の職に5年以上ある者。</p> <p>※法施行規則第12条</p>

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。

オ 園舎の面積基準に係る特例の適用を受けられる施設の範囲

国基準	道基準	市基準（案）	幼保連携型認定こども園の基準（参考）
園舎の面積基準について、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合の特例が設けられている。	<u>国の基準同様の特例を受けられる施設の範囲を「設置後相当の期間を経過した保育所又は保育機能施設であって、その運営実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの」に限定。</u>	同左	特例（経過措置）を受けられる施設の範囲は「施行日の前日において現に保育所を設置している者」。  ※幼保基準条例附則第6項

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。

カ 保育室又は遊戯室の面積基準に係る特例の適用を受けられる施設の範囲

国基準	道基準	市基準（案）	幼保連携型認定こども園の基準（参考）
保育室又は遊戯室の面積基準について、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合の特例が設けられている。	<u>国の基準同様の特例を受けられる施設の範囲を「設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育機能施設であって、その運営実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの」に限定。</u>	同左	特例（経過措置）を受けられる施設の範囲は「施行日の前日において現に幼稚園を設置している者」。  ※幼保基準条例附則第5項

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。

キ 屋外遊戯場の面積基準に係る特例の適用を受けられる施設の範囲

国基準	道基準	市基準（案）	幼保連携型認定こども園の基準（参考）
屋外遊戯場の面積基準について、既存施設が保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合の特例が設けられている。	国の基準同様の <u>特例を受けられる施設の範囲を「設置後相当の期間を経過した幼稚園、保育所又は保育機能施設であって、その運営実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの」に限定。</u>	同左	特例（経過措置）を受けられる施設の範囲は「施行日の前日において現に保育所又は幼稚園を設置している者」。  ※幼保基準条例附則第5項及び第6項

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。

ク 地方裁量型認定こども園の定員に係る特例

国基準	道基準	市基準（案）	幼保連携型認定こども園の基準（参考）
—	<u>定員60人以上。</u> <u>ただし、過疎地域自立促進特別措置法により公示された区域等に所在する場合は20人以上。</u>	同左	定員20人以上。  ※運営基準条例第4条

【理由】

本市においても、引き続き教育及び保育の質を担保する観点から、北海道と同様の基準を定めることとする。

なお、平成30年4月時点において、本市は、過疎地域自立促進特別措置法により公示された過疎地域をその区域とする市町村ではなく、また、過疎地域とみなされた区域を有する市町村でもないが、今後のことを見据えて、北海道同様に定めることとする。

- ・旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第4条第1項  
～ 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員の数を20人以上とする。

(2) 本市独自で上乗せ（新設）を検討する事項

ア 認定こども園に備える設備

国基準	道基準	市基準（案）	幼保連携型認定こども園の基準（参考）
<p>保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室。</p> <p>なお，満2歳未満の子どもの保育を行う場合は，乳児室又はほふく室。</p>	<p>保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室。</p> <p>なお，満2歳未満の子どもの保育を行う場合は，乳児室又はほふく室。</p>	<p>保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室，<u>便所</u>。</p> <p>また，満2歳未満の子どもの保育を行う場合は，乳児室又はほふく室，<u>医務室（保健室）</u>。</p>	<p>園庭（屋外遊戯場），職員室，乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室，保健室，調理室，便所，飲料水用設備，手洗用設備，足洗用設備。</p> <p>※乳児室，ほふく室は必要な場合のみ。</p> <p>※保育室及び遊戯室又は職員室及び保健室は兼用可。</p>

【理由】

本市では，認可保育所の設備基準において，便所や医務室（満2歳未満の子どもを入所させる場合）も設置を義務づけており，現行の保育水準を下回らないように基準を上乗せすることとする。

- ・保育所（保育所基準条例） = 満2歳未満 ～ 乳児室又はほふく室，医務室，調理室，便所  
 満2歳以上 ～ 保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室，便所
- ・幼稚園（幼稚園設置基準） = 運動場（屋外遊戯場），職員室，保育室，遊戯室，保健室，便所，飲料水用設備，手洗用設備，足洗用設備



イ 地方裁量型認定こども園等の建物基準

国基準	道基準	市基準（案）	幼保連携型認定こども園の基準（参考）
—	—	乳児室等を2階以上に設ける地方裁量型認定こども園又は連携施設を構成する保育機能施設について、避難用の屋外階段を設けること等の基準を独自に定める。	<p>乳児室等を2階以上に設ける施設に係る建物基準については、認可保育所の基準条例を準用しており、避難用の屋外階段を設ける等の基準を定めている。</p> <p>※幼保基準条例第15条 ※保育所基準条例第34条</p>

【理由】

本市では、認可保育所や幼保連携型認定こども園の設備基準において、乳児室等を2階以上に設ける場合、避難用の屋外階段を設ける等定めており、現行の保育に係る建物基準を下回らないように基準を独自に定めることとする。

乳児室等を2階以上に設ける場合における各施設種別の建物基準は、次のとおり定められているが、地方裁量型認定こども園の母体となる認可外保育施設や幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設（別棟）については、義務としての建物基準がないところである。

- ・保育所 ～ 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第34条第8号
- ・幼保連携型認定こども園 ～ 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第15条（準用読み替え規定）
- ・幼稚園 ～ 幼稚園設置基準第8条  
園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第2階に置くことができる。

(3) 北海道の上乗せ基準に加えて、さらに本市独自で上乗せを検討する事項

ア 乳児室の面積基準

国基準	道基準	市基準 (案)	幼保連携型認定こども園の市の基準 (参考)
満2歳未満の子ども1人につき 1. 65㎡以上。	満2歳未満の子ども1人につき 1. 65㎡以上。 ただし、乳児室及びほふく室を一つの部屋として設ける場合は、満2歳未満の子ども1人につき3.30㎡以上。	満2歳未満の子ども内、ほふくしない子ども1人につき3.30㎡以上。	満2歳未満の子ども内、ほふくしない子ども1人につき3.30㎡以上。

【理由】

本市では、保育所や幼保連携型認定こども園の設備基準において、同様の上乗せをしており、現行の乳児に係る保育水準を下回らないように基準を上乗せすることとする。

なお、認可保育所や幼保連携型認定こども園の基準条例同様、平成31年度までの経過措置は適用することとする。

※既存（移行予定）園への影響

- 1 幼稚園型認定こども園  
ひまわり幼稚園、大谷さくら幼稚園は、乳児室を3.30㎡以上で整備中のため問題なし。
- 2 地方裁量型こども園  
現在なし。今後の新規認定に際して適用していくため問題なし。
- 3 保育所型認定こども園  
元々保育所の基準が適用されているため問題なし。